

建築主に求められること

本県は、全国の中でも高齢化が進んでおり、高齢者や障がい者をはじめとして、県民だれもが住み慣れた地域で安全で安心な生活を営むことができる環境の整備が急務となっています。

高齢になると視野が狭くなったり、つまづきやすくなったり、機敏な行動ができなくなったりします。また、乳幼児と一緒に行動する場合には、手荷物が多くなったり、ベビーカーの移動や置き場に困ることがあります。障がいのある人にとって、床に段差があったり、トイレが利用できない場合は、外出そのものができなくなる場合があります。

そのため、店舗、飲食店、病院、銀行など、日常生活の中で**多数の人が利用する建築物(特定建築物)**の建築主は、出入口・廊下・階段・トイレ等を高齢者や障がい者をはじめとして誰もが利用しやすい建物となるよう努める必要があります。

バリアフリー法(※1)や**やさしいまちづくり条例**(※2)では、誰もが利用しやすい基準を示しており、この基準にあった建築物の整備を進めていくことが求められています。

※1 バリアフリー法

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の通称です。

多数の人が利用する建築物(特定建築物)や公共交通機関等を、高齢者や障がい者等が円滑に利用できるようにするための建築主の責務や特定建築物等が満たすべき基準(建築物移動等円滑化基準)などを定めています。

※2 やさしいまちづくり条例

「熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例」の通称です。

バリアフリーとは…

高齢者や障がい者が地域社会の中で生活しようとするときに、これを困難にする様々な障壁(バリア)があります。例えば、建物や道路などの段差など目に見えるものから、高齢者や障がい者に対する誤解や偏見、雇用や就労の機会が限られたりするなど、目に見えないものまで存在しています。高齢者や障がい者が自由に社会に参加できるように、これらのバリアを取り除いていくことをバリアフリーといいます。

UD(ユニバーサルデザイン)とは…

障がいの有無、年齢、性別、国籍等に関係なく、だれもが利用できるような製品や環境をデザインすることです。今日では、情報も含むサービスやコミュニケーションに対しても提唱され、「すべての人が生活しやすい社会をデザインする」といった広い意味を持っています。

Content

目次

1 ページ

建築主に求められること

3 ページ

「やさしいまちづくり条例」の特徴

- 1 条例の対象者
- 2 利用者からの意見聴取
- 3 バリアフリー法の基準への適合義務を拡大
- 4 事前協議制度

5 ページ

誰もが利用しやすい建築物の整備ポイント

- 7 ページ 屋外空間(駐車場・アプローチ)
- 9 ページ 屋内空間(出入口・廊下)
- 11 ページ 階段
- 12 ページ エレベーター
- 13 ページ トイレ
- 15 ページ 多機能トイレ
- 16 ページ 案内サイン
- 17 ページ その他の施設

18 ページ

バリアフリー法・やさしいまちづくり条例のポイント

<バリアフリー法のポイント>

<やさしいまちづくり条例のポイント>

<法令の基準適合義務及び事前協議の対象面積の一覧>

